

#### 司会者

本日はお忙しい中お越しいただきまして、誠にありがとうございます。心から感謝しております。私は、今回の意見交換会の司会をさせていただきます、第1刑事部の裁判長をしております高山と申します。どうぞよろしく願いいたします。皆様方の一言一言がこれからの裁判員裁判を大きく成長させる一つの大きな糧になることとなりますので、どうぞ皆様方、思ったことをどんどんおっしゃっていただきまして、これからの裁判員裁判のために皆様方のお声をぜひとも役に立てていこうと思っております。それでは、裁判官、検察官、それから弁護士にも今回の意見交換会に御参加していただいております。自己紹介をしていただけますでしょうか。では、裁判官からお願いします。

#### 加藤裁判官

私は、第1刑事部の裁判官の加藤雅寛と申します。よろしく願いいたします。高山裁判長と同じ第1刑事部のほうで勤務させていただいております。刑事部の裁判官として私も裁判員裁判を担当させていただいております。本日は皆様の御意見を伺って、今後の裁判員裁判のよりよい運用のための参考にさせていただきたいと思っておりますので、本日はどうぞよろしく願いいたします。

#### 井上検察官

検察庁から参りました検事の井上と申します。本日はよろしく願いいたします。私は、ふだんは第2刑事部に係属しております事件を主に担当しております。裁判員経験者の皆様の貴重な御意見を伺わせていただきまして、今後の検察側としての立証のあり方等に反映させていただきたいと思っておりますので、本日はどうぞよろしく願いいたします。

#### 田村弁護士

弁護士会から参りました弁護士の田村と申します。裁判員制度委員会という委員会から派遣されております。私も何件か裁判員裁判を担当しておりますが、今回は私が担当した事件はないということで、皆さんにはぜひ率直な意見を言っていただ

いて、裁判員の方の直接の意見を聞ける機会がないものですから、今後の弁護活動に生かしたいと思います。よろしく願いいたします。

司会者

それでは、早速本題に入らせていただきます。皆様方におかれましては、前もってこちらから質問事項書というのをお渡しさせていただきました。また、皆様方が実際に御担当された裁判の判決を前もってお渡ししているかと思っておりますので、大体どのような審理があったかということをお出ししていただいたかと思っておりますので、御意見をどんどんおっしゃっていただければと思っております。それから、皆様方が具体的にどういう事件を御担当されたかということもある程度ほかの方もわかっておいたほうがこれからの話がしやすいかなと思っておりますので、僭越ですけど、私のほうから皆様方がどういう事件を担当されたかということをおし御紹介させていただきます。もし違っていたり、もう少し補足したいというところはおっしゃっていただければと思っております。1番さんは、事件名は傷害致死、それから逮捕監禁という事件でよろしかったですか。

1番

はい。

司会者

詳しい話はまた後であるかもしれませんが、暴力団が被告人ということで、いろいろな思いがあったかもしれません。よろしく願いいたします。2番さんは事件名は現住建造物等放火事件と聞いております。義理のお母さんの家に火をつけた事件と聞いております。特に事実関係については特段の争いはなく、一番のポイントはどういう刑を科すかというところだった、そういう事件だったのでしょうか。

2番

はい。

司会者

3番さんの事件はとても罪名が多い事件で、殺人、現住建造物等放火、強盗、危険

運転致傷，公務執行妨害，傷害，銃砲刀剣類所持等取締法違反という，罪名からしても大変長い事件でした。この事件に関して申し上げますと，被告人が精神障害があったということで，法律的な話になってきますけれども，責任能力，心神喪失とか，そちらのほうの点が大きな問題だったという事件と聞いておりますけれども，よろしかったでしょうか。

3番

はい。

司会者

4番さんの事件ですが，現住建造物等放火という事件で，実のお父さんの家に火をつけたという事件ということでよろしかったでしょうか。こちらのほうも事実関係の争いは特段なくて，被告人にどういう刑を科すかというところがポイントという，そういうことでよろしかったでしょうか。

4番

はい。

司会者

ありがとうございます。それから，5番さんの事件なんですが，罪名は実のお兄さんに対する殺人未遂でよろしかったでしょうか。事実関係について特段のこれといった争いはなかったですか。

5番

なかったです。

司会者

刑を決めるのがポイントということでよろしかったでしょうか。

5番

はい。

司会者

ありがとうございます。6番さんの事件ですが，住居侵入，強姦致傷，強盗，建造

物侵入，器物損壊という事件ということで起訴されたと聞いております。女性の家に入って強姦した，その際にショルダーバッグを持ち去ったかどうかというところが大きな争点ということでもよろしかったでしょうか。

6番

はい。

司会者

先ほど強盗と申し上げましたが，実際の判決では強盗ではなくて窃盗ということになったわけですね。いろいろ評議がされたかと思っておりますけれども，お話をお聞かせいただければと思っております。最後に，7番さんの事件ですが，邸宅侵入，現住建造物等放火未遂，現住建造物等放火，器物損壊事件ということですが，基本的には事実関係には特段，それほど争いはなかったんですけども，火をつけた数が多いという，そういう事件はちょっとほかの方とは違うところなのかもしれません。こちら事実関係は争いがないということではあったんですけども，被告人にどういう刑を科すかということがポイントということでもよろしかったでしょうか。

7番

はい。

司会者

どうもありがとうございます。今回いろいろな幅広い事件を皆様方が御担当されていたかと思っております。最初に選任手続についてお話をお伺いしようと思っておりますが，実は今裁判所におきましても選任手続の日に来てくれる方がだんだん減ってきている，平成21年から裁判員裁判が始まりまして，もうすぐ8年が経つわけなんですけど，だんだん出頭率が減ってきている，また，辞退をしたいとおっしゃってくる方がだんだん増えているという現象が数字としてあるわけでもございまして，何とかその傾向を食いとめることができればということも裁判所は考えているところでございます。それについて何かいい手がかりがないかなということで今回こう

いう問題を出させていただきました。皆様方は、裁判員候補者に選ばれまして、裁判所からの呼び出しを受けた際に裁判所に行くのをためらう事情がございましたか。1番さんはどうですか。呼び出しを受けたときどのような感じに思いましたでしょうか。

1番

私の場合は、裁判員裁判をぜひ経験したいとずっと思っていたので、通知が来た際にはぜひ経験してみたいということで足を運んだので、やりたいと思う人が減っているというのに少し驚いています。

司会者

それは本当にありがたい話です。では視点を変えまして、1番さんが裁判員をやりたいなと思っていらっしゃるのはどういう点がございませうか。

1番

ふだん日常生活をしている場合には余り関係性が薄いといひますか、もめごとに巻き込まれない限りは余り親近感が湧かないという感じですがけれども、実際やはり世の中には事件があつて、巻き込まれたり、加害者になったり、被害者になってしまう場合もあるので、その際にどういふ段階を踏んで刑が決まていくのかといふことを、テレビだつたりとか、あとは調べたりとか、インターネットとかの情報ではやはり一次情報ではないじゃないですか。なので、片隅にやってみたいなといふものがあつたので、とてもうれしかったです。

司会者

ありがとうございます。確かにマスコミとか、あるいはインターネットとかドラマの情報といふのは、ある意味では偏つていふところがあることはありまして、やはり裁判員裁判といふことで被害者の話も聞いたり、被告人の話も聞いたり、そういう形で最終的に判断するといふ機会には、これは裁判員にしかできないこととございませうので、そういう機会を皆様方に経験していただいたのは、私どもの喜びでもございませう。2番さんは実際に裁判所から呼び出しを受けて、これは嫌だなといふ

気持ちを持ちましたか。

2番

最初に候補者に選任されたということを、たしか半年ぐらい前に郵便で届いたので、その時点で職場に話してしまして、職場は理解してもらえたものですから、それは行って来たほうがいいということでした。法律の一番の立場にある裁判に出廷して、果たして自分にその能力があるのかとか、あるいは自分にその資格があるのか、みたいなことをちょっと悩んだりもしてみたんですが、市民感覚を示すというか、表明するというのも大事だと思ひまして、嫌だとは思ったんですが、ここは行ったほうがいいということでまいりました。

司会者

ありがとうございます。最初に裁判員になる資格があるとか、ないとか不安に思われたのは、法律的な知識が専門家ではないし、そういうところが原因だったわけですか。

2番

そうですね。やっぱり人を裁くわけですから、それで第何条とかということが出てくるわけですね。下地としてはあるにしても、それでも幾ら何でも日ごろの生活に比べたら非日常であるものですから、果たして自分にその能力があるのか、資格があるのかということをお問自答したところなんです。ただ、私一人で当然決まるわけではないので、評議で決まるわけですから、そういったことも含めましてやっぱり行ったほうがいだろうと判断したところなんです。

司会者

どうもありがとうございました。3番さんはいかがでしょう。

3番

私は、時期が1月の中旬で、ちょうど大雪が降ったころなんですけど、年度末前で、非常に仕事を立て込んでくる時期だったので、正直言いますと、ちょっと勘弁してもらいたかったなというのはありました。上司には前もってこういうことで1年間

指定されているので、来るかもしれないということは報告していたのですが、実際呼び出しがあったときは少しためらったというのがありました。

司会者

2番さんも3番さんも職場には話をされて、場合によっては今後は実際の事件に当たるかもしれないということを前もってお伝えしていただきまして、職場のほうはその点は了解していただいたということで、そうすると結構ルールといいますか、実際の具体的な事件の呼び出しが来た際にお話を通しやすいのかもしれませんが、ただ、時期的には本当にお忙しい中お越しいただきまして、本当にどうもありがとうございました。7番さん、お願いできますでしょうか。

7番

私の場合は、恐らくは選ばれないだろうと思っていました。実際にはもう定年も終わっているのですが、若干仕事をしているものですから、そのことも少し変更していかなきゃいけないのですが、それでもここへ来ても選ばれないだろうと思って来たら選ばれてしまいました。それまでいろいろな方に裁判員の候補者通知が来たから、ある方は俺はあんなの断ったよとか、いろいろな意見があったのですが、1番さんのお話のように、やっぱり1回経験してみるのも一つなのかなということで、選ばれたらしっかりやろうと考えておりました。ただ、なぜかここへ来て選ばれないだろうと思ったら選ばれてしまったということだったので、家に帰ってから、仕事の調整をしました。裁判所へ来たときに実際にこういう事件です、というお話を伺いました。実はその事件の事件現場が自分の住んでいる近くだったので、断ったほうがいいのかということ悩みました。ただ困るなと思ったのは、裁判に来ての方が知り合いだったら困るという思いはありましたけど、幸いそういうことはなかったので、よかったですと思いました。全体としては非常にいい経験をさせていただきました。

司会者

どうもありがとうございます。確かに、今お話がございましたけれども、実際自分

がどういう事件を担当するかということは、裁判所に来てみないとわからないというところがございますよね。場合によっては今7番さんがおっしゃったように自分の近所とか、そういう事件ということがこちらに来て初めてわかるという、それでやはり場合によっては、次の話題になってしまいますけど、辞退をしようとか、そのようなお気持ちができるのもやむを得ないところではあるかもしれません。ありがとうございます。では4番さん、どうですか。実際に呼び出しが来たときにためらう事情とか、そういうのはございましたか。

4番

私の場合1年ぐらい前にすごく厚い冊子が来て、少し調べたら、それをいただいてもそれはかなりの人に出しているもので、まず当たらないと勝手に思い込んでいました。手紙を1年間待っても何も来ないから、ああ、私は当たらなかったのかなと思っていたころになって最終候補者になったということで、それでも最終候補者になったといっても多分その中には入らないと思っていたんです。ですが、さすがに最終候補者になったときに職場に話をして、少しお休みをいただくことになるということで了解は得ました。まずは、うちの家族が私よりもやってみたほうがいいのかというフォローがありまして、そんなに選ばれるということはほぼないと思うから、せっかくだから、勉強すると思って行ったほうがいいのかって家族に背中を押されたという、私の場合はそんな感じでした。大雪の日が抽せんの日で、やはり人数が少なかったから、当たったのかなと思いました。

司会者

5番さん、どうでしょうか。

5番

私の場合は、裁判所からの手紙が来たときに、ああ、うちの地方のほうでも当たるんだなという印象が最初でした。それで、この年齢になってそういう機会はないだろう、でも実際に裁判というまでにはならないかなと思いながら最初の日に伺いました。そうしたら、経験ができることになりました。結構テレビや本では読んでいた

のですが、実際に事件を目の前にして、裁判の内容を話し合ったりするのを経験するのもいいかなと思って、最終的には受けることにしたんですが、実際のところ最後の判決というときには、かなりしんどかったというのが正直な気持ちでした。それを思うとまだこれでよかったのかなと少しひっかかっているところがあって、この意見交換会の案内が来たときに、行って話したほうがいいかな、と思いながら今日足を運ばせていただいたという状況です。

司会者

どうもありがとうございました。実際に当たったときに、やっぱりやめたいなという気持ちは起きなかったでしょうか。

5番

やめたいとは思いませんでした。ただ、当たったときには、ああ、私でも当たるんだというような客観的なというか、人ごとのような感じでしたので、それを受け入れたというか、受けさせていただいたというところが現実です。

司会者

ありがとうございます。それでは、6番さん、よろしく願いいたします。

6番

私は、最初に来たとき封筒を見ませんでした。そのままずっと置いてあったので、そのまま見ないで、2回目に来た封筒を見たら何か選ばれたんだなと思って、それで裁判所から何で来るのかなと最初思って、よく見たら裁判員裁判だということでした。ここへ来たら30人ぐらいいました。できない人は先に申し出てくださいと言われて、何人かがだめだったんです。私の前の人もやめたんです。私はランダムでぽつと選ばれて、選ばれたんだったらもう最後までやろうという気持ちでした。

司会者

一番最初に、最高裁判所というところから封筒が皆様方のお手元に届きまして、それから具体的な事件についてはさいたまの裁判所がお送りしているんですけども、今6番さんは最初に来た最高裁判所からの封筒は特に開封されなかったということ

ですが、封筒をあけられなかったのは何か事情がございますか。

6番

事情というのはなかったんですが、裁判所は、嫌だなと思って、何かやったかなと思って、そのままにしていたのですが、そうしたら2回目が、今度こちらのほうから来たので、あっ、これ違うんだと思って全て見て、ここへ来たわけなんです。

司会者

まだまだ少しあけにくい感じがありますかね。

6番

そうですね。裁判所というと何か気持ち的に。

司会者

裁判員関係のものだとはっきり封筒の表紙に書くことができればいいのかもかもしれませんが、それを書きますと場合によっては他の人が見てしまう可能性もあるので、なかなか書けないというところがございまして、一応色つきのカラフルな封筒にはしてあるんですけども、ちょっとまだ最高裁判所というある意味では大層な名前が入っているというのは難点かもしれませんね。どうもありがとうございました。それで、皆様方お越しになっていただいて、いろいろ前もって職場にお話をして、理解していただいた方もいらっしゃるかと、当たることはないだろうと思いつつ来られた方もいらっしゃるかと思うんですけども、実際に当たってしまったわけですね。そこで辞退を考えられたかどうかということについて、先ほど7番さんは実際の事件が自分の家の近所ということで、ちょっと辞退を考えられたというお話がございましたね。7番さん、それ以外の理由で特に辞退を考えたいと思ったことはなかったですか。

7番

そこは積極的にやりたいという気持ちがあったんですが、こんな目の前のことについてやることに対してどうなんだろうということをお子とも女房とも話をしまして、最近はインターネットで中身がわかってしまうんですね。それで、困ったなどは

思ったのですが、それは別として仕方ない、やろうと考えました。

司会者

どうもありがとうございます。6番さんは先ほどのお話ですと当たったらやるんだということで、そこでやめようとか、そのようなことは特にお考えにはならなかったということですか。

6番

それは考えなかったです。

司会者

ありがとうございます。5番さんも特に当たったらやるしかないというような、そのような感じで、やめたいとか、できれば辞退したいとか、そのようなことは特になかったですか。

5番

はい、それはなかったです。

司会者

ありがとうございます。4番さんはいかがでしたですか。当たったときにやめたいとか、そのようなことは。

4番

国民の義務かなというところで、余り辞退というのは、考えませんでした。自分にできるかなという心配はあったんですが、私一人じゃないからと考えていました。

司会者

やはり自分が本当にできるのかということは不安にはなられましたか。そちらは我々がしっかりサポートするということは裁判官も申し上げたかと思っておりますが、辞退をしようとは思わなかったけれど、その部分がひっかかったということですかね。ありがとうございます。3番さんはいかがでしたか。

3番

4番の方も言われましたが、これは、国民の義務で勤務先の上司もよほどのこと

がないと辞退できないんだよと言われていましたので、そう考えておりました。

司会者

ありがとうございます。お仕事が1月の中旬ということで、非常に大変な時期で、本音ベースで言うのであれば辞退したかった、できれば当たりたくなかったという思いはございましたか。

3番

はい。できれば時期が少しずれたらよかったなというのがありますが、選ばれたんですからできる限り協力しようということで参加しました。

司会者

ありがとうございます。2番さんはいかがですか。当たったときどう思いましたか。

2番

事前に職場には理解していただいているわけで、あとは自分自身がこれはやはり参加しなければいけないと決めた瞬間、もう全く辞退は考えなかったです。

司会者

ありがとうございます。職場の理解もとても大事なところかもしれませんね。1番さんは、先ほどからのお話ですと、もちろんやってみたいという気持ちが強かったので、辞退することは全く考えなかったということでしょうか。ありがとうございます。やはり皆様辞退する気は最初からないという方もいらっしゃるでしょう、当たって驚いたという方もいらっしゃるようです。次に日程の関係でございます。仕事を持っていらっしゃる方についてはいろんな事情があるかと思えますし、中には一気に終わらせたいという方もいらっしゃると思いますので、皆様方のお立場からお話をお伺いできればと思っております。まず、1番さんは選任手続と第1回公判期日の日の間隔というのは記憶では何日間ぐらいですか。

1番

日程が6日間ぐらいあったので、逆に一番最初までの期間というよりは全体を通

してどうスケジュールを自分の中で組んでいくかということを考えていましたので、間隔としては的確だったかなと考えています。

司会者

そうですか。いろいろあったわけですね。ありがとうございます。次に、2番さんは、1番さんと違って早く選任手続が終わったようですね。

2番

はい。

司会者

お仕事のほうはどうだったですか。

2番

やっぱり組織で仕事していますから、リカバリーし合えるわけで、もう半年も前から選ばれたと伝えてあって、しっかりやってこいよという感じで、私も行きたかったです。ですから、選任手続の日と実際の裁判の1日目との間は、私の場合は短くてもよかったと思っています。

司会者

ありがとうございます。3番さんは、選任手続の翌日に第1回公判が始まっておりますね。こちらのほうの日程の関係はどうだったですか。

3番

延べ9日です。結構長かったですが、この時点では9日かかるって実は全然知らなかったんです。やはり皆さんいろいろ仕事とか家庭のこともあると思うのですが、私個人的にはすぐにずっとという形のほうがいいと思います。そちらの事情もあると思うのですが、間あけるとそれだけやはり支障も多くなりますので、特に仕事をお持ちの方は日程を詰めていったほうがいいと思います。

司会者

そうしますと、確かに今回の日程を見ますと、火曜日の午前中に多分選任手続をやったと思いますが、もう午後からいきなり裁判の審理に入ってしまうとか、そう

いう形で詰めることも理屈の上では可能ですし、実際そうやったこともあるのですが、その方がむしろいいと思われませんか。

3番

時期的なこともあります。雪が積もった日があって、そういう天災というか、いろんなこともあるので、できる限り詰めていったほうがいいと思います。

司会者

ありがとうございました。お仕事との関係においては、詰めたほうが都合がいいですか。

3番

そうですね。勤務先の上司等の理解がありましたので、全部カバーしていただきました。

司会者

ありがとうございます。そして、4番さんも選任手続の翌日から裁判が始まったと把握していますが、それでよろしかったですか。

4番

そうですね。3日連続でありました。

司会者

もう少し間隔をあげてほしいとか、あるいは場合によっては午前中選任手続終わったらすぐ午後から裁判してほしいとか、いろんなバリエーションが実はあるんですけれども、何かこの点に関して御意見とかございますか。

4番

私はちょっとのんきで、最後まで当たると全然思っていなかったもので、その後スケジュールが3日続くというところについては、もし、1か月ぐらいあいていれば、3日連続で仕事の休みをとりやすかったんじゃないかと思います。一応最終候補者になったときに伝えてはいたのですが、心の準備が全然できていない状態でした。午前中が選任で、午後から職場に戻りますという話をしていたんですが、大雪の日

で、全員が結局集まれなくて、もう少し集まるまで待っていたので遅くなってしまいました。大雪の日だったので、もうそこは仕方がなかったのかもしれないですが、今考えてみると、私の場合は3回の公判で、4回目に集まったときは結審だったんで、毎日やったほうがよかったのかなと思います。

司会者

ありがとうございます。それでは、5番さんは選任手続と裁判の始まった日は、どれぐらい間があいていましたか。

5番

3日間ぐらいだったと思いますが、私の場合には全部で4回しか来ていないんです。選任手続と、裁判が3日間で、3日目には結審しましたので、集中審議みたいな感じで済ませていただきました。金曜日に来て、次の月曜日、次の金曜日という感じで間が少しあいていたので、毎日じゃなくて来られたので、私にとってはそのほうがよかったかなと思います。毎日ですと何か精神的に自分が追い詰められていくような、考え過ぎてしまうようなところがあったのですが、それが間があって、次の日までに少し日常生活に戻れたような気がするんです。ですから、仕事を持っている方は難しいとは思いますが、私は、それこそ毎日すばらしい日曜日のような感じの日を過ごしていたので、私にとってはこのくらいの日程でよかったと思っています。

司会者

どうもありがとうございました。それでは、6番さんにおかれましては選任手続の4日後が第1回公判期日ということで、少し間がある、そういう日程を今回組んでいるようでございますが、いかがでしたか。

6番

私の場合は、皆さんと職種が少し違うので、このような日程でも全然問題はなかったです。

司会者

ありがとうございます。7番さんの場合は、選任手続の2日後が第1回公判期日というスケジュールになっているようでございますが、いかがでしたか。

7番

木曜日だけ少し仕事をしていたので、たまたま5月は木曜日がちょうど2日重なりました。これをほかの人とかえてもらうというお願いをしてやりましたので、特に短いという気持ちはなかったのですが、うまく交換をしてもらえたので、1週間以内だったら十分かなと思います。

司会者

選任手続と実際の第1回公判期日との間が若干2日ぐらいであっても全体としてそんなに長くなければ構わなかったということですか。

7番

そうです。

司会者

ありがとうございます。それでは、この点に関しましては、今の皆様方の御意見も踏まえまして、これからいろいろ裁判所も日程について考えていこうと思っております。それでは、実際の法廷での検察官や弁護人の立証活動、こちらにつきまして皆様方の御意見、御感想を承って、今後の我々の糧にしていこうと思っておりますのでございます。まず一番最初に、裁判長が被告人の名前とか住所とか生年月日を確認いたします。それが終わりましたら検察官が起訴状を朗読いたします。それについて被告人が、事実は間違いないとか、あるいは自分はやっていませんとかいう形で話をします。弁護人も同じ意見を述べる。それが終わった後、検察官と弁護人が冒頭陳述というものをやるわけなんです。そこでこれからの事件のあらまし、証拠によって証明しようという事実を述べることになります。その後で、裁判の終わりごろに論告、弁論という形で検察官と弁護人が意見を述べることになるわけです。まず、裁判が始まった段階で検察官と弁護人がこの事件はこれこれこういう事件ですという形で事件のあらましなどを述べる、それが冒頭陳述なわけですが、それについて

皆様方の御感想を承りたいと思っております。これはいろんな事件がございますので、まず特殊な事件を担当された方から先にお伺いしようと思っております。まず、3番さんの事件は殺人事件ということで、しかも被告人の精神状態が問題になったという事件で、実際の裁判もかなり長丁場になっているわけでございます。こちらにつきまして、検察官や弁護人が一番最初にお話をした冒頭陳述についての、感想はいかがですか。

### 3番

話し方が少し早いという印象と、それから専門的な言葉が多いと感じました。最初なので、どうしてもまだ我々も緊張しているし、慣れないということで、そういうイメージがありました。ただ、その中においても我々に対してわかりやすく説明していただいているというのは感じられました。それは率直な感想です。難しい中においても我々裁判員に対してあなたたちのためにという感じが受け取れました。それが印象的でした。

### 司会者

ありがとうございます。あと、7番さんにおかれましては自白ということではあるんですけども、かなり事件数が多いといえますか、器物損壊となっておりますが、実はこれはたくさん火をつけたというものでございまして、そういうことで事件がとても多いというところがございます。こちらのほうを裁判の一番最初の段階で、冒頭陳述で検察官と弁護人がいろいろ話をされたかと思うんですが、そちらを理解ができたかどうか、工夫する余地があったかどうか、その点はいかがだったでしょうか。

### 7番

地元だったので、住所とか言うと多少はわかります。ただ、全く知らない土地ですと、住所を言われてもぴんときないところがあると思いますので、そういう場合には例えば地図をつけると全体としてこうか、ということがわかるんじゃないかなと思いました。

司会者

後で証拠調べをしますので、証拠そのもの、地図などは出てくるかもしれませんが、この段階で大ざっぱな図面のようなものがあると非常にわかりやすいかもしれませんね。どうもありがとうございます。それから、1番さんの事件は、これは先ほど申し上げた暴力団の事件ではありますけれども、ほかの組員とといいますか、組長とといいますか、そちらのほうの人との共謀というややこしい関係の争点のある事件だったかと思いますが、裁判が始まった当初の段階の検察官、弁護人の冒頭陳述の話ですが、こちらのほうの感想はどうだったでしょうか。

1番

事件内容的に親近感が湧かない事件だったんです。近所の方がとかいうわけではなく、物語を見ているような印象は受けました。被告人も慣れているとといいますか、本当に台本を読むような形で淡々と進んでいったので、冒頭陳述もきちんと進んでいるという印象をととても強く受けました。結構専門用語が多かったもので、どちらかというとな弁護人の言葉というよりも、暴力団の方たちの専門用語が少しわかりづらかったです。審議する際に、裁判官の方がわかりやすくかみ砕いて説明をしてくださったので、助かりましたが、結構専門用語が難しいなと思ったのが印象です。

司会者

どうもありがとうございます。法律の専門用語ではなくて、むしろ業界用語といいますか、暴力団の中でしか余り使わない用語がどうしても証拠調べとかで出てくるので、そこを冒頭陳述でうまく工夫できればというところもあったかもしれません。それでは、少し先に進ませていただきまして、論告、弁論についてはまた後でやりますが、論告と弁論という形で最終的に意見を言う前に、当然証人尋問や被告人質問というものが行われます。これについてわかりやすかったかどうか、この点がわかりにくかったら、裁判員がきちんとした意見を言いにくくなるということになりますので、ある意味ではこのところは生命線なのかもしれませんけれども、この点についていかがだったかというところをお伺いしたいと思っております。2番

さんは、放火事件でしたが、証人尋問をされているようでございますし、あと被告人ももちろん話をしていると思いますが、この点はどうだったでしょうか。

2番

今一番印象に残っているのは、被告人の心のありようというんですかね、鑑定人は、精神科の先生だったと記憶していますが、法廷で話されたことは、多岐にわたって比較的理解しやすい内容だったと記憶しております。

司会者

結構専門用語とか出てきてわかりにくかったとかなかったですか。

2番

比較的理解しやすかったです。

司会者

今、精神科の先生のお話でしたが、3番さんの事件につきましては精神科の先生も証人尋問されておりましたね。しかも、お二人ですね。

3番

はい、2名来られました。

司会者

かなり難しい判断を迫られる事件で、どうだったですか。

3番

非常に勉強になったというか、2名いらっしゃって、それぞれ違いました。それで、先ほども言いましたが、その中でやっぱり医療関係の方が普通に使っている、寛解とか、罹患とかの意味が我々にはわからなかったもので、私は後からこれはどういう意味ですかと、評議のときとかに質問して理解しました。それ以外は、先生方の話はわかりやすかったです。今回精神障害という病気の経緯から非常に詳しく話していただきまして、わかりやすかったです。

司会者

丸1日を使われて、しかも2人のお医者さんの尋問をしたという、私自身もまだ

経験したことの無い事件でした。お医者さんが2人いらっしゃってるわけですが、しかもお医者さんの言っていることがそれぞれ少し違うようなところもあります。また、審理日程を見ますと、2人の先生が立て続けに答えるといいますが、1人の先生がしゃべって、次にもう一人の先生がしゃべるといいうところもあるんですがこの点については2人の先生が一緒になって続けて話をするとかえってわかりやすいとか、そういうところはございましたか。

3番

その点については、特に支障はなかったと思います。個人的には全然問題ないと思います。

司会者

ありがとうございます。総じて大変難しい事件であったと思いますが、わかりやすくお医者さんも、証人もお話をしていただいたということでございますね。どうしても専門用語は、精神医学用語あるいは先ほど申した業界用語は、そこが若干ネックになるかなというところがあるかもしれませんね。4番さんも放火事件になっておまして、証人尋問をされているようでございますが、この点は感想はいかがだったでしょうか。

4番

お医者さんが来られて、被告人が精神障害に苦しんでいて、入退院を繰り返して、落ちついたので、大丈夫かなと思っていたときにいろいろあったということでした。今回はお医者さんとか、弁護士、それから検察官の方のお話に対して、裁判の前とか後に裁判官の方がいろいろわかるように懇切丁寧に解説してくださったので、理解できたつもりではいますが、やはりお医者さんの言葉は難しいと思いました。パソコンでいろいろこういう場合はこんな判例だとか詳しく見せていただいたりして、情状酌量でいろいろ弁護士さんなりお医者さんなりが来られているんだという、そういう仕組みがわかりました。

司会者

どうもありがとうございます。それでは、5番さんの事件は殺人未遂ということですが、こちらの事件は被害者の方が法廷に来られたわけですか。

5番

証人になっていました。被害者の方、お母さんが証人でした。お父さんが出てこなかったもので、証人という形をとるのであれば家族の皆さんの話を聞く時間がもう少しあったらと思いました。たまたまそういう事件を起こすということそのときの精神状態が情緒不安定だったとか、いろいろあって、精神科に通っていたとか、心療内科に行っていたというのですが、お医者さんが証人で、とかというのではなかったので、できればもっと詳しく知りたいと思いました。ただ、被告人が認めているし、被害者の方がなるべく罪を軽くしてほしいと言っていました。ただ被告人の反省がなかったんです。一切反省というのがなくて、ただこれからはやりません、事件は起こしませんとは言っているんですが、事件に対して悪いことしたとは思っていませんとか、反省がなかったです。

司会者

そこまで言うわけですか。

5番

はい、はっきり。それで何人目の人が消えたとか、その次の方が出てきたとかというので、精神科の方の意見も聞けたらとは思いました。

司会者

もう少しほかの証人の話も聞きたかったというお話ですかね。ありがとうございます。6番の方の事件、こちらのほうは被害者の方の証人尋問とかございましたか。

6番

ありました。

司会者

わかりやすさの点はいかがだったでしょうか。

6番

弁護人も検察官もわかりやすかったです。ただ、被害者がどういう状態になっているかというのは全然わからなかったので、そこがもう少し何か説明があればと思いました。全然そういう意見というのものないし、それから先どうなったのかというのも全然わからないし、よくわからないうちに終わってしまったという感じです。

司会者

被告人は、ショルダーバッグのほうはともかくとしまして、一応女性の部屋に入って女性を姦淫したということは認めていたわけですね。

6番

それは認めました。

司会者

反省の態度が足りなかったということですか。

6番

反省の態度もほとんどなかった。出てきてまたやるのではないかと思いました。

司会者

ありがとうございました。では、最後ですが、7番さんも、事件の数が多かったということもございますし、証人の証言もしておりますし、被告人の話もございますけども、わかりやすさとか、そちらのほうはいかがだったでしょうか。

7番

内容としては非常にわかりやすかったんじゃないかなと思います。余り専門用語もなかったと思います。ただ、4番の方、5番の方と同じように精神的に障害がある方というのは集中してそういうことをうっかりやっちゃって、後で反省しているという面はあると思うのですが、この方は初犯だったと私は解釈をしたんですが、感情移入をしてしまいやすいという、自分にそういう性格があるのかもしれないと感じました。もう少し冷静に罪をしっかりともう少し検証する必要があるのではないと思うのですが、気持ちとしてはそういう精神障害がある人に対してどうしても思いを寄せてしまうということがあったので、裁判官たちはこういう場合にどう

いうふうに考えるのかなということは非常に興味を持っておりました。

司会者

どうもありがとうございます。本当にいろんなタイプの被告人がおります。あと、そういう形で証拠調べといいますか、証人の話とか被告人の話を聞いた上で、最後に検察官が、こういう理由で被告人は懲役何年に処するのが相当であるとおっしゃる。弁護人は、いやいや、違ふと、被告人にはこういう事情もあるから、もっと刑を軽くすべきであるということで最終的に論告と弁論という形で、最終的な意見を検察官、弁護人がおっしゃる、そういう機会があつて、ある意味では検察官、弁護人の一番の腕の見せどころという場面があるわけでございますけれども、こちらのほうの皆様方の感想、印象についてお聞きします。7番さんは、論告あるいは弁論の感想なんですけれども、いかがでしょうか。

7番

もう少し被告人の精神的な弱さを、例えばお医者さんに見てもらふとか、そういうことをやってもいいんじゃないのかなという気がしたんですが、これは私が被告人を見てこの方は非常に弱い方だと思ってしまったということが1つはあるかと思ひます。その辺は私の感情なのかもしれません。

司会者

わかりやすさのほうは特段問題なかったでしたか。

7番

ないです。

司会者

ありがとうございます。6番さんは、この点につきましては先ほど言ったバッグを持ったかどうかというところが争いになっているというところもございましたが、検察官と弁護人の最終的な論告、弁論において、わかりやすさとか感想とかはいかがだったでしょうか。

6番

記憶によると、バッグというのは最終的には出てきていないんです。だから、弁護人と検察官とが言うことはわかるのですが、被害品がどこにあるかという、被告人がとったならどこに処分したのか、そのところが全然わからなかったということです。

司会者

ありがとうございました。それでは、5番さんの事件については、こちらのほうは基本的に事実関係には争いがないということですので、殺人未遂ということですから、刑を決める、量刑をどうするかという、そちらのほうについてですけども、こちらのほうについては検察官と弁護人の最終的な意見、論告、弁論はどうだったでしょうか。

5番

弁護人からも、検察官からも、何か具体的にはなかったというか、本人がこういうふうにしたから、これからの生活はこうしますというようなことは言ったんですが、それをサポートするような具体的な計画を弁護人も出していませんでした。初犯で未遂で終わっていて、被害者の方もなるべく軽くというようなことを言っていたんですが、本人の反省がないということと、それから将来の生活の計画も具体的な例が、余りにも他人に依存するような形だったので、そういう面を弁護人も被告人とどういう話し合いをしているのかと思いました。検察官の方はこれこれこうだというので求刑をしようと思うのですが、弁護人がどの程度まで被告人との話し合いだとか将来の計画性だとかというのと話し合いをしていくのか見えていなかったような気がしたんです。

司会者

ありがとうございました。そういう状態だとなかなか支援体制をつくるのも難しいところはあるかもしれませんね。それでもやはりしっかりね、というところですよ。

5番

そういう状態で誰かサポートしてくれないと、1人だときついものがあるのじゃないかなということは思っていました。お母さんも全面的にサポートすると言っていないくて、被告人も余り家族とは会いたくないみたいなことだったので、それでは誰がサポートしていくのかという計画性もなかったもので、その分考える時間というか、自分でやったことに対してどう反省するかという時間をその人に持ってほしかったと思いました。

司会者

ありがとうございます。それでは、4番さんの事件は、放火の事件で、こちらは自白していて争点が量刑ということになっておりますが、論告と弁論の感想はいかがだったでしょうか。

基本的には検察官、弁護人の論告、弁論もわかりやすかったということで聞いておいてよろしかったでしょうか。

4番

はい。

司会者

ありがとうございます。それでは、3番さんの事件は先ほどからもお伺いしているようになり難しい事件ですし、相当重大な事件であるわけなのですが、こちらのほうの論告と弁論の感想はどうだったでしょうか。

3番

7つの事件を被告人は起こしてしまして、それで途中で警察官の背中をサバイバルナイフで刺して、それで違う警察官に拳銃で体を撃たれて、被告人は半身不随になって車椅子の生活になっているのですが、全体的に、7つの事件ですが、検察官も弁護人も非常によく説明していただきました。ですから、先ほども言いましたけど、我々にわかりやすく説明していただきましたので、特に問題はありませんでした。

司会者

そこは検察官、弁護人の腕の見せどころといたしますか、しっかりやられたのかな

という感じがいたします。それでは、2番の方も放火の事件で、基本的に事実関係は争いはない、争点は量刑ということでございますけど、精神科の先生のお話もあったかもしれませんが、こちらのほうの論告と弁論、被告人の刑を決めるに当たってのわかりやすさの面、そちらのほうはいかがだったでしょうか。

## 2番

事件としてはもちろん放火という重大犯なんですけど、結果的に亡くなった方もいらっしゃらなかったし、類焼もなかったということで、どちらかというとな被告人の軽度の精神障害、それから家庭環境、主に親族の中でのことだったものですから、経済的な面とか、事件自体はわかりやすかったんですが、私として思ったのは、事実関係ははっきりしていて、余り争うところもなかったもので、弁護人も検察官もわかりやすい説明していただけたと思っております。

## 司会者

ありがとうございます。では最後に、1番さん。1番さんの事件は、先ほど申し上げておりますが、暴力団の事件ということで、しかも共謀といいますか、厄介な法律概念もあったかもしれません。最後の検察官と弁護人の論告、弁論はどうだったでしょうか。

## 1番

答え合わせのような印象でした。やった、やらないではなくて、1つずつやったんだけど、これは誰とどうしてという同じような復唱を検察官は過去にさかのぼって言っている、おさらいというイメージでした。逆に弁護人のほうはやったことは本人も認めてはいるんですけども、指示じゃないということと言いたかったようなので、どうしても劇場型といいますか、家族のことだとか、あとは精神的にこういうふうに思っていたんだよという人間味の部分を前面に出していらっしゃった感じがしました。内容自体も今いろんな方のお話を聞いてとても驚いていて、いい意味でも悪い意味でも本当に淡々としていて、あったことに対して本人たちもやったけれども、涙を流したりとかというのもなく、自分も感情移入を変にせずに済んだとい

うのがすごく大きいです。客観的に皆さんで評議できたので、よかったと思っているんですが、特殊な団体の専門用語とかも出てきたりだとか、あと別の被告人の裁判がまた別に同時進行で行われていたりとかいう感じだったので、わかりやすかったのはあるのですが、やっぱりマニュアルを読んでいるような感じがしました。やっぱり言いたいことを言うというよりは、検察官がこうでこうで間違いないですよねという言い方をされていたので、自分の中でもそうだったよね、そうだったよねという形でわかりやすかったです。弁護人は、どうしてもこうだったよね、そうだったよねという答え合わせよりも、立場上訴えかけるところが、その劇場型な感じの感情面に訴えかける部分にやはりなると思ったので、そういう面も考慮しつつ、全体的にはわかりやすかったです。

司会者

ありがとうございました。それでは、あと証拠の関係にいこうと思っています。まず、遺体写真とかの証拠を見ることなどによる心理的負担の有無についてお聞きします。殺人事件、実際に人が亡くなっている事件については3番さんだけということになるわけなんですけど、実際に何か遺体写真とかそういうものは特に証拠として出てきましたか。

3番

遺体の写真はなかったです。焼死体とかそういうものもないし、ただサバイバルナイフだけ、現物が法廷で示されましたが、私は特に驚きはしなかったです。女性の方は、ナイフが結構大きいものだったので、やはり驚かれていました。あとは、写真とかは特にそんなにひどいのはなかったもので、問題ないと思います。

司会者

殺人ではなかったんですが、傷害致死ということで、1番の方については一応人が亡くなっているという、そういう事件ということになりますけども、こちらのほうについても遺体写真とかそういうのはございましたか。

1番

写真自体はなかったのですが、司法解剖された証人のお医者さんが、けがはどこか、実際何が原因で亡くなられたのかという説明をされるときに、人の絵の形が描いてあって、逆に言葉だけで言われるよりも絵でこの場所とこの場所とおっしゃっていただいたので、とてもわかりやすかったです。

司会者

そうしますと、写真ではないから、特段心理的な負担はなかったでしたか。

1 番

大丈夫でした。

司会者

逆に図面を使ったから、わかりやすかったということですか。

1 番

そうです。

司会者

そこはよかったということになりますね。ありがとうございます。5番さんは、放火とか、殺人未遂ということで、お兄さんがけがをされているということです。特に心理的な負担はございませんでしたか。

5 番

特別にはなかったと思いますが、実際に凶器のおのの写真を見たときには、やっぱり何とも言えない気持ちになりました。実際に物も出てきました。ふだんは余り見ることはないものなので、殺人というとナイフとか包丁とかのイメージでしたが、実際におのとなると、見た感じもこれを用意してということになると、と考えてしまいました。

司会者

先ほど3番さんからサバイバルナイフの話もございましたが、場合によってはそういう、人を攻撃した凶器は、物によっては嫌悪感を感じることもあり得ますか。

5 番

はい。実際のけがは大したことなくて、命に別状もなかったのですが、やはりそれを用意してということになると考えさせられるものはありました。

司会者

あと、細かい表や図面など、複雑なわかりにくい証拠はありましたか、という質問ですが、皆様方の今回の事件についてはそう複雑な証拠はないという感じもするのですが、何か皆様方からこの証拠はわかりにくかったとか、そのようなものは特段なかったですか。よろしかったですか。

1 番から 7 番

はい。

司会者

あと、供述調書ということで、要は人の話の内容をまとめた書類というものがございまして、こちらは法廷で検察官が朗読をするということが結構ございます。また、場合によっては証人として来ていただいて話を聞くということもあるかと思いますが、供述調書を朗読した場合に少しわかりにくいという、頭に入りにくいという、そういった話を聞くこともあります。法廷で検察官が長々と供述調書の内容を朗読して頭に入りにくかったとか、そんなような印象をお持ちの方は今回いらっしゃいましたでしょうか。特段そういうことはなかったですか。

1 番から 7 番

はい。

司会者

ありがとうございます。後で評議をするに当たって、例えば明らかに不要な証拠といたしますか、こんな証拠は要らないと、そのような印象を持った事件というのは皆様方ございましたか。特にこれもよろしかったですか。では、逆に、先ほども少し話題が出ましたけども、もっとこの事件においてはこういう証拠が必要だった、先ほど精神科の先生のお話があればいいというようなお話もございましたが、ほかに何かこの証拠がもっとあればよかったとか、ここのところを知りたかったという、

そのようなところがもしありましたら、どうぞお願いいたします。

2番

市街地での放火だったものですから、要するに隣家との位置関係ですか、何メートル離れているとか、そういうのは図面では出ていましたが、もっとたくさん写真があったらよかったなという気はしました。地図はあったんですが民家の写真が1枚か2枚しかなかった記憶なので、もっとあってもよかったと思います。もっと言えばもう少し広い図面とか、位置関係がわかるものがあればよかったと思います。

司会者

ありがとうございます。3番さん、どうぞ。

3番

被告人の生い立ちといいますか、もっと掘り下げた情報が欲しかったという感じは今となってはします。

司会者

生い立ち、生育歴といいますかね。

3番

それから、先ほど2番の方も言いましたが、放火なので、消防隊が非常によくやってくれて、早く消しているんです。隣棟には類焼していないのですが、その隣棟間隔とか図面、図面と隣棟間隔の写真等がもう少し参考にする上で欲しかったという感想です。

司会者

どうもありがとうございます。皆様方は補充尋問はされましたか。特にしにくかったとか、ございませんでしたか。1番さんは、被告人が暴力団ということでやりにくくなかったですか。

1番

特別やりづらかったということはなかったですが、一緒に裁判員をされている方のなかには、証人尋問の際に防弾ガラスが設置された期日のときは、裁判に集中し

たいけれども、向こう側のほうが気になってしょうがない方もいらっしゃいました。皆さん私も含め、せつかくの機会ですので、場違いな質問だったりとか、同じような復唱の質問をしてややこしくてしてしまわないようにとは思っていました。

司会者

ありがとうございます。それでは次に、評議のところに入ります。最終的に裁判官と裁判員あるいは補充裁判員と一緒に評議をするということになります。こちらのほうにつきましてなんですが、まず皆様方、評議の際、自分の意見というのは十分言うことができたか、あるいはちょっと言いにくかったとか、そんなようなところがもしありましたか。原因はいろいろあるのかもしれませんが、裁判官のほうで評議をうまくまとめる力が足りなかったか、あるいは法廷の審理が難し過ぎて意見が言えなかったとか、いろんな要素があるかもしれませんが、いかがでしょうか。十分な意見というのが言えましたか。この点はいかがですか。7番さん、特にこの点は大丈夫ですか。

7番

私は、過分なくらいに意見は言ったと思います。

司会者

どうもありがとうございます。ほかの皆様方もどうですか。評議のときに自分の意見はしっかりと話しすることができましたか。それで、今の点も絡んでくるのですが、法律的な事項については、これは裁判官がしっかりと皆様方に説明するという、そういう義務がこれもあるわけでございまして、そちらのほうの説明がどうだったかという、我々裁判官のほうで反省すべき点はないかという、そののころになってまいります。特に法律の説明ということになりますと、例えば1番さんは共謀というかなり難しい概念もあるわけですが、この点について、裁判官の説明というのはわかりやすかったでしょうか。

1番

これはこういうことなのでと、とてもわかりやすく裁判長が取りまとめてくださ

いました。少しわからない内容だったりとか、わかりづらい重複してしまいそうな内容だったりとかも、これとこれの差はこういうことですよ、みたいな形でとてもわかりやすく説明をしてくれたので、とてもよかったです。

司会者

あと、3番さんは責任能力という、裁判官にとってもかなり重い一つの大きなハードルというんですか、大きな山脈ではあるんですけども、こちらについての説明はいかがだったでしょうか。

3番

今回の一番のネックは責任能力だったのですが、裁判官が今回の裁判の取りまとめ役みたいな形でやられたんですが、非常によく説明されまして、その間を縫って裁判長の方が抜けたところをまたフォローしたりとか、もう一名の方がほかの事例を言っていたりとか、非常にわかりやすく説明していただきましたので、全然問題なかったと思います。

司会者

ありがとうございます。それから、実際に特に自白事件についても、ほかの事件もそうかもしれませんけれども、量刑の大まかな傾向をまず皆様方に把握していただきまして、その上でしっかり議論していくという、そういうことを我々もやっております。もちろん量刑の傾向ですから、それを超えてもそれは構わないのですが、やはりこれまでの量刑傾向を超えるに当たってはそれなりにしっかりと理由を付けて、やはり検察官、弁護人にも納得してもらおうという、そういうところもございます。まず量刑の傾向をしっかりと把握していただいて、それで刑を決めていこうということを、これは今どの裁判官でもやっている評議だと思っておりますけれども、こちらのほうについては量刑グラフというのを示されたかと思えます。大体これで量刑の大まかな傾向というのは理解できましたか。自白事件を扱われた、4番さんはいかがでしたか。この点の量刑グラフ、当然量刑グラフをご覧になっていると思いますけれども、これで何か量刑の大体のこれまでの傾向というのはおわかりにな

りましたか。

4番

放火の事案がとても多いということに驚きました。とてもよくわかりました。私  
のときの裁判では、通院をしていた被告人の病気は、その病気のために刑を低くす  
るということはできないという説明もあったので、わかりやすかったです。

司会者

5番さんは殺人未遂という、人によって量刑の幅がかなり広い事件という感じも  
するのですが、いかがですか。量刑のグラフを見て量刑の傾向というのは把握する  
ことができましたか。

5番

はい。細かく説明していただいたので、わかりました。ただこの量刑で決めていい  
というのではなくて、これは一般的なものだから、今回の事件の量刑の参考にはし  
ていいけれども、それを写すのではなくて、今後のこともしっかり考えての量刑に  
してください、ということは言われましたので、その点はよくわかったつもりでい  
ました。

司会者

ありがとうございます。あと、7番さんの事件は、火をそれなりにつけているわけ  
なんですけれども、恐らくこれといったかちとしたグラフというのはなかなか示  
すのが難しかった事件かなという印象を持っているのですが、こちらのほうは量刑  
グラフをご覧になっていただいて、一般的なこの種の事件の傾向というのは把握す  
ることは可能だったでしょうか。いかがだったでしょうか。

7番

グラフ自体は傾向としてこういうことかということは理解できました。ただ、私  
が気になったのは、この量刑のグラフは実態と合っているのかということですね。

3番

放火の話とか今いろいろ出ていますが、私は個人的にグラフというのは本当の参

考程度にと考えます。放火も個人の家に放火するのと、アパートに放火するのと、いろいろありますよね。ましてや私の事件の場合は冬の、季節も違いますね。真冬の乾燥している時期、それから8名住んでいるアパート、子供もいる。私は、被告人にあなたはこのアパートに何名住んでいるかわかっていたのかと聞いたら、8名いたって自分で言っているんです。子供がいたの知っていたのかと言ったら、知っていましたと言っていました。そういうこともいろいろ加味して私は考えました。グラフは参考程度にしました。

司会者

確かにおっしゃるとおりグラフはグラフであるわけですが、例えば今おっしゃったようにこの事件が真冬の乾燥した時期に行われたかどうか、そこまでは情報は全然ございませんので、まさしくそれは参考程度ということになりますね。

3番

あと、これは前後しますが、結局刑を決めるというのは、簡単に言いますと、刑務所に入って罪を償う期間ですよね。被告人は車椅子になって、刑務所で不便な生活をしないではいけません。その辺も考えて、量刑というのを私は考えました。非常に不自由な生活で車椅子で刑務所で暮らすということを考えまして、全体を考えて最後のほうで量刑というのを考えた次第でございます。

司会者

ありがとうございます。量刑グラフ自体は今もそれなりにわかりやすさというのはあるのかもしれませんが、やはり使う際にはどこまで参考にするかというところ、そこはしっかりと考えなきゃいけない、そういうところはあるのかもしれませんが。大体これまで、一応一通り皆様方の御意見をお伺いしましたが、特に法廷での審理に関しては検察官、それから弁護士、評議に関しては裁判官のほうから、場合によってはいろいろ皆様方に対する御質問あるいはコメントがあるかもしれません。まず、検察官のほうから何か皆様方に御質問あるいはコメントがもしありましたらお願いできますか。

井上検察官

いろいろな御意見を頂戴して、こちらとしてもとても参考になりました。特に法廷での活動に関しては、皆様方おっしゃったように、我々としてもどうやったらわかりやすく適切な証拠をどのようにできるだけ凝縮してお見せすることができるかということを念頭に置いてこれまでもやってまいりましたし、これからも同様に今日いただいた意見を参考にしてやっていきたいと思っております。

司会者

ありがとうございます。では、弁護士さん、いかがでしょうか。

田村弁護士

基本的に今回はそんなに弁護人、検察官の立証あるいは主張がわかりにくかったという御意見はなかったようですが、よく、弁護人の出してきたペーパーは見劣りがするとか、あるいは弁護人の言っていることがよくわからなかったというような方も結構いらっしゃるのですが、そういった感想はなかったでしょうか。実際のところその辺は割り引いて見てくださったのかどうなのかというところがもしあれば教えていただきたいなと思ったんですが、いかがですか。

7番

今おっしゃったようなことを裁判官が言っていました。

田村弁護士

やはり。そんな気がしていました。非常に情けないお話ではあるのですが。もう1点お伺いしたかったのは、判決書に関することなのですが、恐らく判決書は皆さん裁判官が書かれていると思うのですが、皆さんも例えばこの表現はちょっととか、あるいは気になったところについて意見を言うことができたかどうかということを知りたいと思ったのですが。

2番

私は、一部表現について異議を唱えました。裁判長はそのとおりに言ってくださって、ああ、すごいなと思いました。信頼が置けました。

田村弁護士

逆に何かいや、ちょっと私ここはひっかかったんだけど、言えなかったなとか、そういった方はいらっしゃいますか。大丈夫そうですか。正直言うと我々は評議は見ることができないですし、当然評議の秘密が守られていますので、わからないものですから、判決書にどこまで表現されているかというのが少し気になったものですから、皆さんの御意見が出ているということで、そうやって直していただけるということは非常によかったなと思いました。ありがとうございます。

司会者

よろしかったですか。どうもお疲れさまでした。それでは、裁判官から何かコメントあるいは御質問がありましたらどうぞ。

加藤裁判官

本日は皆様、貴重な御意見ありがとうございました。全般的なところで構わないのですが、私からの質問として、裁判に当たってよりこの点がこうなっていればよかったとか、改善点として皆さんがもし思われた点がありましたらお願いします。

7番

量刑を決めるときに実は私は全く自分では決められませんでした。どのくらいがいいんだろう。ある程度誘導してくれるといいのかなという気はいたしました。

3番

福岡県かどこかで裁判員の人が声かけられたことがありましたよね。ここではなかったですよね。傍聴の方とは法廷から出るときや建物から出るときは別の出口から出るとか配慮していただいているのですよね。

司会者

建物から出るときは、ここも今のところ1か所です。

3番

福岡の事件を鑑みて、何か対策とか立てられたのですか。

司会者

そこは今対策を一生懸命立てているところです。確かにおっしゃるとおり、あの事件がありまして、ここも出口は基本的に1個しかないものですから、職員が立ち会って出ていただいたりといったことを今やっております、あと場合によっては車でお送りするとか、そのような工夫を今しております、同じようなことが埼玉では絶対起きないように今対策を立てております。

3番

我々みたいにこれからここに来られる方がそういう目に遭うことがあると、恐らくまた参加しにくいんじゃないかなと思います。

司会者

本当に貴重な御意見ありがとうございます。何か皆様方から最後に裁判員を経験して言っておきたいこととか、この点がよかったとか、そのようなことがもしありましたら、一言ずつお願いします。

1番

頭ごなしに面倒くさそうだからとかいうことではなくて、自分の人生経験の中の一部のプラスなことに出たということが自信になったり、糧になったりするし、そうすると、今後の取り組み方が変わってくると思うので、ぜひ経験してほしいと思います。

司会者

ありがとうございます。2番さん、よろしくお願いします。

2番

ぜひ経験したほうがいいと思います。人生におけるスタンスというか、取り組みが引き締まりました。それとあと、参加後は非常に遵法精神が格段に上がりました。また、子供たちや外国の方々にルールを守るという意義を自信を持って説明できるようになりました。よかったと思います。

司会者

ありがとうございます。では、3番さん、よろしくお願いします。

### 3番

大変な緊張とプレッシャーを感じるとは思いますが、裁判官や裁判所職員の方にその都度アドバイスや説明をしてもらえますので、大丈夫です。健康に注意して最後までやり抜いてください。

### 司会者

どうも本当にありがとうございます。全てが本当に心の引き締まる言葉です。では、4番さん、お願いいたします。

### 4番

犯罪抑止になると思えました。今回いい経験ができたと思えました。

### 司会者

どうもありがとうございます。では、5番さん、よろしくお願いいたします。

### 5番

裁判というのは、わかっていたようなつもりではいたのですが、実際にその場に立って、事件を起こした方、被害に遭われた方、その周りの方々の話を聞いたりして、自分では守っていたつもりでいても、何かの拍子でこういう事件が起きてしまいうんだなというのはつくづく思いました。ふだん生活していて、自分ではルールを守っているつもりでいても、どこかで何かほころびが出ているんじゃないかなとか、いろんな反省をするようになり、日々の生活において、常識、ルールを守っていきたいと思えました。

### 司会者

どうもありがとうございます。では、6番さん、よろしくお願いいたします。

### 6番

私も5番さんと同じような意見ですが、自分でやってみて、本当に一つのいい経験としてやってみてもいいと思います。

### 司会者

どうもありがとうございます。では、最後ですが、7番さん、よろしくお願いま

す。

#### 7番

身近な事件ということだったので、二、三か月はちょっと尾を引いたかなという気はいたします。しかし、事件というのはどこにでもある。ただ、我々はいつもそういうことを見ていないので、本当に正常な生活をしているけれども、実はその中にそういうことが潜在しているということをもものすごく感じました。家族でもそんな議論というか、話をしたことがあるのですが、テレビや何かを見ても違う世界のことではないということを感じたので、そういうこともいつも心の中に持っていないといけないなということと、裁判員をやったということはものすごく自分の人生の中で恐らく、ここ一、二年では全く平穏な生活をしていましたので、がらっと変わったような気はいたします。皆さんの意見と同じように法律とは何かとか、そういうことを考える機会になりましたので、ぜひ積極的に皆さん出てもらいたいなという気持ちでおります。

#### 司会者

どうもありがとうございます。本当に皆様方、今回積極的にいろんな御意見をおっしゃっていただきまして、これからの裁判員裁判をよりよくしていくに当たって大変大きな糧になる、そんなような御発言が本当に多かったという感じがいたします。心から感謝しております。また今後ともどうぞよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。